

町の家計簿お知らせします

～平成27年度上半期財政状況～

町の収入には、町民税や固定資産税などの町税や、国からの地方交付税・国庫支出金などがあります。そのお金の使いみちなどについて、町では年2回広報いな等を通じてお知らせしています。今回は、平成27年度の上半期（4月から9月まで）の財政状況をお知らせします。

一般会計執行状況 予算総額 114億9,196万5千円

今年度の一般会計当初予算は、114億6,068万9千円（繰越分含む）でしたが、その後2回の補正（+3,127万6千円）により、114億9,196万5千円となっています。

歳入の状況を見ますと、予算現額の48.3%にあたる55億5,002万9千円が収入済みです。歳出では、予算現額の39.7%にあたる45億6,138万7千円が支出済みです。

歳入（単位：千円）

□ 予算現額 ■ 収入済額

歳入科目	予算現額	収入済額	執行率(%)
町 税	5,400,717	3,100,355	57.4%
地方消費税交付金	627,000	399,979	63.8%
地方交付税	852,384	566,547	66.5%
国庫支出金	2,441,066	689,960	28.3%
繰越金	510,296	510,296	100.0%
町 債	846,651	0	0.0%
その他	813,851	282,892	34.8%
合 計	11,491,965	5,550,029	48.3%

町税などの負担状況

平成27年10月1日現在の人口と世帯をもとに、平成27年度上半期の町税にかかる収入済額と一般会計の支出済額の数値を1人あたりと世帯ごとで見ると、下記のとおりとなっています。

（44,329人、17,490世帯）

◎負担した額

1人あたり 69,940円
1世帯あたり 177,264円

◎使われた額

1人あたり 102,898円
1世帯あたり 260,800円

歳出（単位：千円）

□ 予算現額 ■ 支出済額

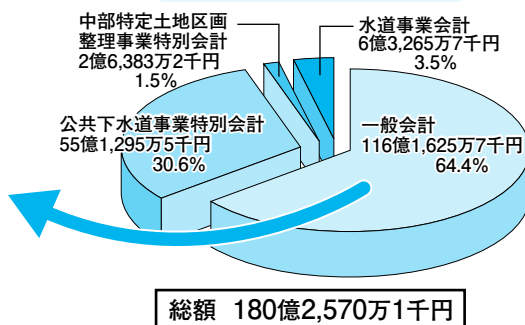
歳出科目	予算現額	支出済額	執行率(%)
議会費	135,921	68,488	50.4%
総務費	1,433,566	633,416	44.2%
民生費	4,496,713	1,687,788	37.5%
衛生費	1,103,351	398,769	36.1%
農林水産業費	84,770	29,382	34.7%
商工費	139,849	109,772	78.5%
土木費	1,246,054	453,040	36.4%
消防費	534,185	251,084	47.0%
教育費	1,160,456	438,713	37.8%
公債費	1,146,209	490,935	42.8%
その他	10,891	0	0.0%
合 計	11,491,965	4,561,387	39.7%



〈一般会計における地方債残高の内訳〉

項 目	現在高(千円)	構成比(%)
総 務	118,829	0.7
民 生	490,275	2.7
衛 生	21,131	0.1
農林水産	6,926	0.0
土 木	2,061,719	11.4
消 防	208,844	1.2
教 育	2,811,769	15.6
その他	5,896,764	32.7
合 計	11,616,257	64.4

地方債現在高の状況



地方債の現在高、一般会計における地方債現在高の内訳は次のとおりです。
（注）地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する借入のこと。町においては町債ともいう。

地方債現在高の状況

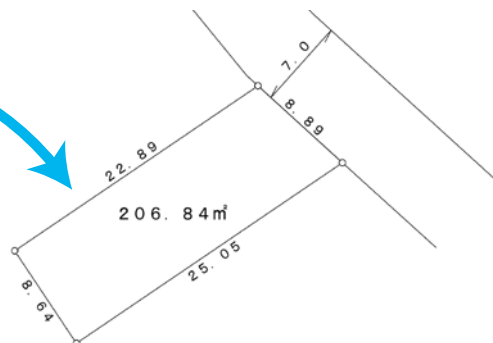
宅地（保留地）公売実施のお知らせ

伊奈町中部特定土地区画整理事業地内の保留地について公売を実施します。
詳細については町ホームページをご覧ください。パンフレットは、都市計画課
窓口で配布しています。

図 都市計画課区画整理係
内 2442・2443

保留地概要

- 区画数 1区画
- 面積 206.84㎡
- 価格 15,223,424円
- 申込期間 12月1日(火)～12月10日(木)
※土日受付(10時～16時)しています。
- 抽せん会 12月12日(土)



年金請求書（老齢年金）が送付されます

年金を請求される方の利便性の向上と年金請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎えられる方に、年金加入記録をあらかじめ印字した、年金請求書や年金に関するお知らせ（はがき）が日本年金機構から送付されます。

厚生年金の加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金を受ける資格期間を満たしている方に老齢厚生年金が60歳から65歳になるまでの間支給されます。

※男性・女性とも生年月日によって段階的に支給開始年齢が異なります。

支給開始年齢	男 性	女 性
60歳	昭和28年4月1日以前に生まれた方	昭和33年4月1日以前に生まれた方
61歳	昭和28年4月2日～昭和30年4月1日に生まれた方	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日に生まれた方
62歳	昭和30年4月2日～昭和32年4月1日に生まれた方	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日に生まれた方
63歳	昭和32年4月2日～昭和34年4月1日に生まれた方	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日に生まれた方
64歳	昭和34年4月2日～昭和36年4月1日に生まれた方	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日に生まれた方
65歳	昭和36年4月2日以降に生まれた方	昭和41年4月2日以降に生まれた方

支給開始年齢に到達すると **老齢厚生年金** の受給権が発生する方

送付日	支給開始年齢到達月の約3か月前		
受給資格	受給資格期間あり（納付済期間等が25年以上）		受給資格期間が確認できない方
	うち厚生年金加入期間12か月以上	うち厚生年金加入期間12か月未満	
送付物	・年金請求書 ・請求の案内リーフレット	・請求の案内（はがき）	・加入期間や受給要件を記載した年金請求の案内（はがき）
手続日	支給開始年の誕生日の前日以降 ※請求に必要な住民票なども、この日以降取得してください	65歳到達月の約3か月前に年金請求書、請求案内のリーフレットが届きます	

65歳に到達すると **老齢基礎年金** または **老齢厚生年金** の受給権が発生する方

送付日	65歳到達月の約3か月前	
受給資格	受給資格期間あり（納付済期間等が25年以上）うち厚生年金加入期間12か月未満	65歳前にすでに受給権がある方でまだ年金請求をしていない方
送付物	・年金請求書 ・請求の案内リーフレット	
手続日	65歳の誕生日の前日以降 ※請求に必要な住民票なども、この日以降取得してください	

図 大宮年金事務所
☎652-3399
または
保険医療課国民年金係
内 2173